

「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン
策定支援業務」委託 企画提案実施要領

陸前高田市が実施する「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務」に係る委託候補者の選定にあたり、この企画提案実施要領に基づき、公募型プロポーザル（以下「企画提案」という。）を実施する。

1 委託する業務の概要

(1) 業務名

陸前高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務

(2) 概要と目的

平成27年度内に、まち・ひと・しごと創生法に基づき、陸前高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び人口の現状と将来の展望を提示する陸前高田市人口ビジョンを策定する。

策定にあたっては、本市の人口減少の要因を明確にするため、市民アンケート調査等による意向把握や各種統計データ等を活用した現状分析を行い、その結果を踏まえ、課題解決に向けた施策の方向性を検討するなど、これらを総合的に支援することが目的である。

(3) 業務の内容

別紙「陸前高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援委託業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から平成28年3月31日まで

(5) 委託契約額の上限

契約上限額 9,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2 担当課等（書類の提出及びお問い合わせ先）

担当： 企画部企画政策課

所在地： 〒029-2292 陸前高田市高田町字鳴石4番地5

電話番号： 0192-54-2111 内線175

FAX： 0192-54-3888

メールアドレス： kikaku@city.rikuzentakata.iwate.jp

3 企画提案参加者の資格要件

企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる資格要件を全て満たす者とする。

なお、会社法人、特例民法法人、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人（旧公益法人）、特定非営利活動法人等の法人格の種類は問わない。

- (1) 陸前高田市の復興に関する調査の他、各行政分野における基本計画等の策定支援業務を元請として完了した実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てをされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てをされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 5(1)に定める委託候補者を決定する日前1年間、岩手県又は陸前高田市からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 企画提案実施日前3年間、法人の事業等において刑法等の重大な法令に違反して処罰等を受けていないこと。

4 企画提案に関する手続き

(1) 企画提案参加届の提出

参加を希望する者は、企画提案参加届（様式1）を提出するものとする。

提出期限は、平成27年4月16日（木）午後5時15分までとする。

提出は、電子メール又はFAXとする。

(2) 書類の交付

参加を希望する者は、次のいずれかにより書類の交付を受けるものとする。

ア 直接交付を希望する場合

平成27年4月17日（金）の午後5時15分までに、陸前高田市企画部企画政策課において直接交付する。

イ メールにより交付を希望する場合

平成27年4月17日（金）の午後5時15分までに、陸前高田市企画部企画政策課あてメールにより請求があった者に対し、返信により交付する。

電子メールアドレス：kikaku@city.rikuzentakata.iwate.jp

(3) 実施要領に関する質問の受付

実施要領等に関する質問がある場合、実施要領等に関する質問書（様式2）を次のとおり提出するものとする。

ア 受付期間

平成27年4月16日（木）の午後5時15分まで（必着）

イ 提出方法

原則として電子メール又はFAXにより陸前高田市企画部企画政策課に送付すること。

ウ 回答方法

受け付けた質問の要旨とその回答について、公平性を確保する観点から、原則として電子メールにより、企画提案参加届を提出した者全員に回答する。

エ 回答期日

平成27年4月17日（金）の午後5時15分までに、随時回答を行う。

(4) 企画提案書等の提出方法

ア 応募方法

参加者は、下記の提出書類を2の提出先へ持参又は郵送（必着）するものとする。

イ 提出書類

- ① 企画提案書 正本1部、副本10部
- ・表紙 (様式3)
 - ・業務実施方針 (A4判1枚以内)
 - ・業務提案概要書 (A4判3枚以内)
 - ・業務実施体制 (A4判1枚以内)
 - ・過去10年間の業務実績 (A4判3枚以内)
- ② 見積書 正本1部、副本10部
(見積内訳書を添付すること。)

(5) 企画提案書等の提出期限

ア 持参する場合

平成27年4月16日(木)から平成27年4月20日(月)正午まで(土曜日、日曜日を除く)。

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 郵送する場合の提出方法

封筒に「陸前高田市まち・ひと・しごと創生総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援委託業務企画提案書」在中の旨を朱書きし、平成27年4月20日(月)の正午までに企画部企画政策課に到着するように送付すること。

ウ 留意事項

提案書等は提出者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

(6) 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する提案は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなったものによる提案

イ 企画提案参加届を提出しなかった者又は企画提案参加届に虚偽の記載を行った者による提案

ウ 1(5)に示す委託契約額の上限額を超える提案

エ 民法(明治29年法律第89号)第90条(公序良俗違反)、第93条(心裡留保)、第94条(虚偽表示)又は第95条(錯誤)に該当する提案

オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

カ その他、企画提案に関する条件に違反した提案

5 委託候補者の決定方法について

(1) 委託候補者の決定

提出された企画提案書について書類審査を行い、企画提案を評価し、最も優れた企画提案者を決定するものとする。

(2) 企画提案の評価基準

審査項目と配点は、次のとおりとする。

項 目	配 点
業務実施方針	100点
業務提案概要（実施方法）	
業務実施体制	
過去10年間の業務実績	
合 計	100点

(3) 企画提案参加者への審査結果の通知

陸前高田市は、委託候補者を決定した後、各企画提案参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

6 企画提案参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

企画提案参加届出書を提出した者が、参加を途中で取りやめる場合には、企画提案参加辞退届（様式4）を企画部企画政策課に持参又は郵送の方法により提出しなければならない。

7 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 陸前高田市は、陸前高田市財務規則（平成12年3月31日規則第13号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務の委託仕様書は、委託候補者が提出した企画提案書をもとに作成するが、目的達成に必要と認められる場合には、陸前高田市と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更したうえで業務委託仕様書を作成することがある。

(2) 契約保証金

委託候補者は、契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。

ただし、陸前高田市財務規則第133条各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

8 公正な企画提案の確保について

- (1) 企画提案参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 企画提案参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の企画提案参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 企画提案参加者は、委託候補者の決定前に、他の企画提案参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) 企画提案参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められる場合は、当該企画提案参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

9 その他

- (1) 企画提案への参加に要する経費は、すべて企画提案参加者が負担するものとする。
- (2) 企画提案参加者が陸前高田市に提出した書類は返却しない。

様式 1 (実施要領 4 (1)関係)

陸前高田市企画部企画政策課 行き

(F A X 0192-54-3888)

(e-mail kikaku@city.rikuzentakata.iwate.jp)

「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務」委託
企画提案参加届

平成 年 月 日

事業者名

代表者名

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X

平成 年 月 日付けで募集がありました標記事業に係る企画提案に参加したい
ので届け出ます。

様式 2 (実施要領 4 (3)関係)

陸前高田市企画部企画政策課 行き

(F A X 0192-54-3888)

(e-mail kikaku@city.rikuzentakata.iwate.jp)

「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務」委託
企画提案実施要領等に関する質問書

平成 年 月 日

事業者名

担当部署

担当者氏名

電話番号

F A X

該当ページ	質問事項	内 容

記載上の注意

- 1 該当ページ欄には、「実施要領」及び「委託仕様書」の区分を明示すること。
- 2 記載欄が不足する場合は、この書式を複写して記載すること。

様式3（実施要領4(4)関係）

平成 年 月 日

陸前高田市長 戸羽 太 様

住 所

事業者

代表者職・氏名

㊤

「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務」委託
企画提案書

標記業務について、関係書類を添えて提案します。

(添付書類)

- 1 業務実施方針
- 2 業務提案概要書
- 3 業務実施体制
- 4 過去10年間の業務実績
- 5 見積書（見積内訳書）

様式4（実施要領6関係）

平成 年 月 日

陸前高田市長 戸羽 太 様

住 所

事業者

代表者職・氏名

㊤

（担当部署

氏名

）

「陸前高田市まち・ひと・しごと総合戦略及び陸前高田市人口ビジョン策定支援業務」委託
企画提案参加辞退届

平成 年 月 日付けで届出しました企画提案への参加については、下記の理由により参加を辞退したいので、届け出ます。

記

理 由